

## I 労働力調査の結果の見方と利用

### 第1章 結果の公表体系と公表方法

労働力調査では、我が国における就業及び不就業の状態を毎月把握し、雇用・失業状況の詳細を明らかにすることを目的として、その結果を集計・公表している。本章では、労働力調査における結果の公表体系と公表方法について解説する。

#### 1 公表体系

##### (1) 集計区分

###### ア 基本集計

労働力調査基礎調査票（付録1－1参照）から集計する結果であり、主な集計事項は、労働力人口、就業者数・雇用者数（産業別・雇用形態別など）、就業時間、完全失業者数（求職理由別など）、完全失業率、非労働力人口などである。

###### イ 詳細集計

主として労働力調査特定調査票（付録1－2参照）から集計する結果であり、主な集計事項は、非正規の職員・従業員が現職についての理由、転職等希望の有無、仕事につけない理由、失業期間、就業希望の有無、未活用労働指標などである。

詳細集計は2002年1月から開始し、2001年以前はほぼ同じ内容を労働力調査特別調査として実施していた<sup>注1)</sup>（労働力調査特別調査は2002年に労働力調査に統合）。調査時期や調査対象等に相違があることに留意すれば、これら二つの調査結果の時系列比較は可能である（ただし、現時点の詳細集計との比較は、調査項目がほぼ同じである1984年2月の調査結果から可能である。）。

##### (2) 公表系列

###### ア 全国結果

###### 【基本集計】

月次、四半期平均、年平均及び年度平均の結果を公表している<sup>注2)</sup>。

###### 【詳細集計】

四半期平均及び年平均の結果を公表している。

結果表の一覧及び集計事項については、「付録2 労働力調査結果表

注1) 労働力調査特別調査の変遷については、第9章参照

注2) 2000年から2010年までは半期平均（1～6月期及び7～12月期）の結果も公表

一覧」及び「付録3 労働力調査集計事項一覧」を参照されたい。

## イ 地域別結果

### 【基本集計】

11 地域別<sup>注1)</sup> (北海道, 東北, 南関東, 北関東・甲信, 北陸, 東海, 近畿, 中国, 四国, 九州, 沖縄) の四半期平均及び年平均の結果を公表している。各地域に含まれる都道府県は下表のとおりである。

地域区分	構成都道府県
北海道	北海道
東北	青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
南関東	埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県
北関東・甲信	茨城県, 栃木県, 群馬県, 山梨県, 長野県
北陸	新潟県, 富山県, 石川県, 福井県
東海	岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県
近畿	滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県
中国	鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県
四国	徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
九州	福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県
沖縄	沖縄県

なお, 以下を参考値として公表している。

- ・南関東及び近畿については, 月別の結果を公表している。ただし, これら2地域の月別結果は標本規模が小さいことから, 全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないため, 結果の利用に当たっては注意を要する。
- ・都道府県別結果については, 時系列回帰モデルにより推計した都道府県別の結果(主要項目のみについて, 1997年以降の四半期平均及び年平均)を公表している。ただし, 標本規模が比較的大きい北海道, 東京都, 神奈川県, 愛知県, 大阪府及び沖縄県は比推定により推計した値である。  
なお, 労働力調査は, 都道府県別に結果を表章するように標本設計を行っておらず(北海道及び沖縄県を除く。), 標本規模も小さいことなどにより, 全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられることから, 結果の利用に当たっては注意を要する(都道府県別結果(モデル推計値)の算出方法は, 第7章を参照)。

### 【詳細集計】

地域別結果は公表していない<sup>注2)</sup>。

注1) 2011年までは九州と沖縄を一つの地域とし, 10地域別結果を公表していた。詳細については第3章を参照

注2) 2002年から2011年までは10地域別, 2012年は11地域別に年平均結果を公表していたが, 2013年以降は公表していない。詳細は第3章を参照

## 2 公表方法

### (1) 結果の公表期日

労働力調査のような基幹統計調査の結果は、あらかじめ定められた期日及び方法により公表することが統計法（平成19年法律第53号）第8条に規定されている。

公表期日等については、国際通貨基金（IMF）や国際労働機関（ILO）が定める国際基準により、公表日程を事前に公表すること及び集計結果を全ての関係者に対して同時に公表することなどが求められている<sup>注1)</sup>。

労働力調査においては、毎年1月末に翌年度の公表日程を報道機関に配布するとともに、総務省統計局ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載している。また、IMFのDSBB（IMFが運営管理するインターネット上の公表基準掲示板）にも登録している<sup>注2)</sup>。

なお、基本集計の結果については、原則、公表日の閣議に報告するとともに、報道機関に対して説明を行っている。

公表日程は、原則として以下のとおりである。

#### ア 基本集計（公表時刻は午前8時30分）

- 月次 . . . . . 調査月の翌月末
- 四半期平均<sup>注3)</sup> . . . . . 各四半期最終調査月の翌月末
- 年平均<sup>注4)</sup> . . . . . 12月分結果公表時
- 年度平均 . . . . . 3月分結果公表時

#### イ 詳細集計（公表時刻は午後2時）

- 四半期平均 . . . . . 各四半期最終調査月の翌々月
- 年平均 . . . . . 10～12月期平均結果公表時

---

注1) IMF, 特別データ公表基準(SDDS) : <http://dsbb.imf.org/Pages/SDDS/Overview.aspx>  
ILO, 労働統計の公表に関するガイドライン :

[http://www.ilo.org/global/statistics-and-databases/standards-and-guidelines/guidelines-adopted-by-international-conferences-of-labour-statisticians/WCMS\\_087614/lang--en/index.htm](http://www.ilo.org/global/statistics-and-databases/standards-and-guidelines/guidelines-adopted-by-international-conferences-of-labour-statisticians/WCMS_087614/lang--en/index.htm)

注2) IMF, Dissemination Standards Bulletin Board (DSBB) :

<http://dsbb.imf.org/Pages/SDDS/ARCCtyCtgList.aspx?ctycode=JPN>

注3) 地域別結果も公表。ただし、都道府県別結果（モデル推計値）については、各四半期最終調査月の翌々月末公表

注4) 地域別結果も公表。ただし、都道府県別結果（モデル推計値）については、1月分結果公表時に、前年平均の結果を公表

## (2) 結果の提供

### ア 刊行物

#### (ア) 速報

公表の際、速報冊子（結果の概要及び主要な統計表を掲載したもの）を作成し、配布している。

#### (イ) 年報

当該年の翌年5月に刊行する。

※ 月報は2009年まで刊行していたが、2010年以降はインターネットのみで提供し、2017年で提供を終了した。

### イ インターネット

結果原表、データベース、主要項目の長期時系列データ及び「ア 刊行物」に示した内容をホームページ及び政府統計の総合窓口“e-Stat”（以下「e-Stat」という。）において提供している。

### ウ CD-R, マイクロフィルム

インターネットにより提供していない過去の結果等（報告書に非掲載の統計表を含む。）については、総務省統計図書館で、CD-R及びマイクロフィルムにより閲覧が可能である。